参考資料

国民を詐欺から守るための総合対策 概要
（令和６年６月１８日犯罪対策閣僚会議決定）

令和６年６月２０日

総 合 通 信 基 盤 局

国民を詐欺から守るための総合対策（概要）

※令和６年６月18日犯罪対策閣僚会議 資料抜粋

現在の情勢

特殊詐欺等に対しては、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年６月25日犯罪対策閣僚会議決定）及び「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和５年３月17日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき官民一体となった対策を講じてきた一方で、令和５年中の詐欺被害は約1,630億円と前年から倍増。

近年、ＳＮＳやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化。それによって引き起こされる詐欺等の被害が、加速度的に拡大する状況。

特殊詐欺

✓令和５年被害額は約452億円
✓前年から約80億円増加

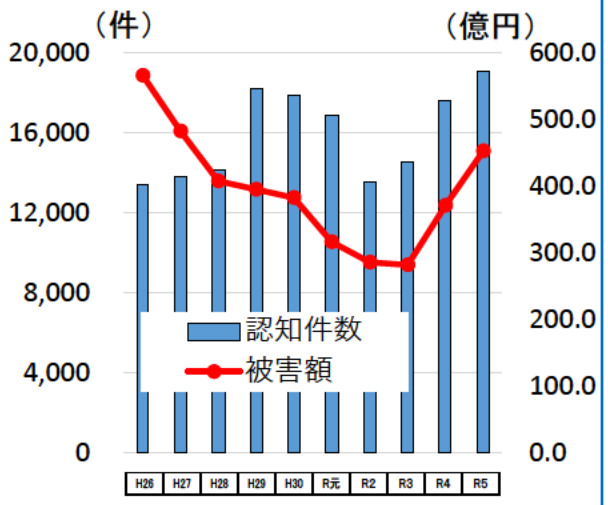

ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺

✓令和５年下半期から急増
✓同年被害額は約455億円
✓令和６年１～３月被害額は約279億円

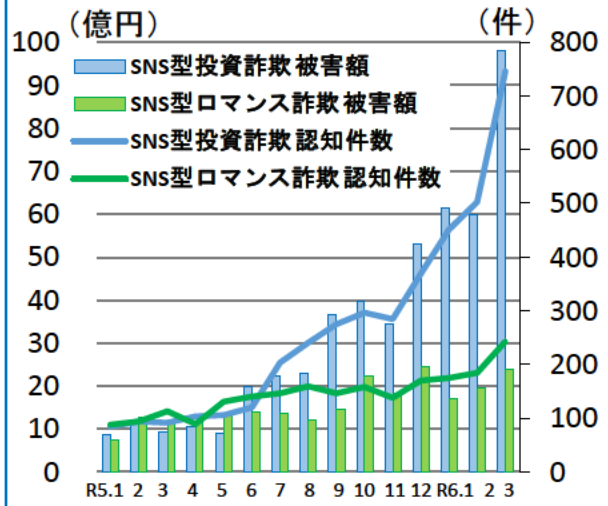

フィッシングによる被害

✓インターネットバンキングに係る不正送金被害が急増(令和５年約87億円)

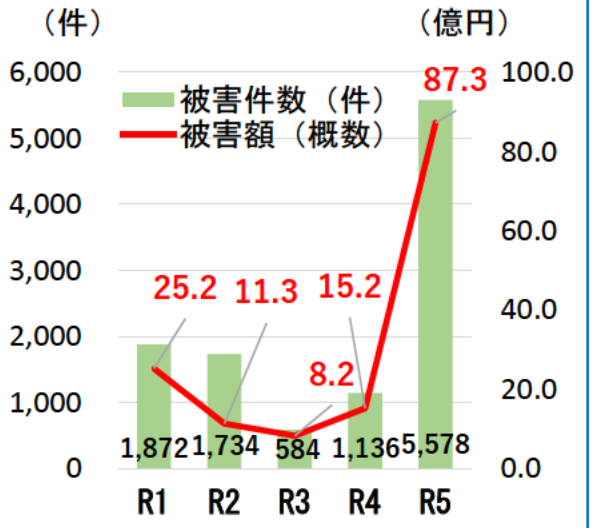

総合対策の策定

○　こうした情勢の中、変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民を詐欺の被害から守るためには、官民一体となって、一層強力な対策を迅速かつ的確に講じることが不可欠。

○　従来のプランを発展的に解消させ、特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等を対象に、総合的な対策を取りまとめ、政府を挙げて対策を推進。

「国民を詐欺から守るための総合対策」における主な施策

※令和６年６月18日犯罪対策閣僚会議 資料抜粋

１.「被害に遭わせない」ための対策

ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺対策

- **被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等**
  - ○　不審なアカウントとのやり取りを開始する時など、詐欺の被害に遭う場面を捉えて利用者に個別に注意喚起を行うよう、ＳＮＳ事業者に要請
- **ＳＮＳ事業者等による実効的な広告審査等の推進**
  - ○　プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査基準の策定・公表、審査体制の整備（特に、日本語や日本の社会等を理解する者の十分な配置）、広告出稿者の本人確認の強化等をＳＮＳ事業者に要請
  - ○　捜査機関から提供された「詐欺に使用されたアカウント」等の情報に着眼した、広告の迅速な削除等をＳＮＳ事業者に要請
- **なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進**
  - ○　なりすまし型の偽広告等に関し、ＳＮＳ事業者に対し、利用規約等に基づき、詐欺広告の削除等の措置を講ずるよう、事業者団体に通知
  - ○　インターネットで拡散する偽・誤情報や、なりすまし型偽広告への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、制度面も含む総合的な対策を推進
- **大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等**
  - ○　インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法を速やかに施行するとともに、違法情報への該当性に関するガイドラインを迅速に策定
- **知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等**
- **ＳＮＳの公式アカウント・マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化**
- **新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発**
  - ○　金融経済教育推進機構（J-FLEC）による関係省庁と連携した金融経済教育の提供等を通じた金融リテラシーの向上

フィッシング対策

- **送信ドメイン認証技術（ＤＭＡＲＣ等）への対応促進**
  - ○　利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、インターネットサービスプロバイダー等のメール受信側事業者や、金融機関等のメール送信側事業者等に対して、送信ドメイン認証技術の計画的な導入を要請
- **フィッシングサイトの閉鎖促進**
- **フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策**
  - ○　フィッシングサイトが有する、１つのＩＰアドレス上に複数のサイトが構築されるなどの特性を踏まえ、いまだ通報がなされていないフィッシングサイトを把握して、ウイルス対策ソフトの警告表示等に活用するなどを検討

特殊詐欺等対策

- **国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充**
  - ○　国際電話番号を利用した詐欺の被害を防止するため、国際電話の利用休止を一括して受け付ける「国際電話不取扱受付センター」を運営する電気通信事業者に対して、申請受付体制の更なる拡充を要請
- **ＳＭＳの不適正利用対策の推進**
  - ○　ＳＭＳの悪用を防止するため、ＳＭＳフィルタリングの活用の拡大等を推進
- **携帯電話を使用しながらＡＴＭを利用する者への注意喚起の推進**

「国民を詐欺から守るための総合対策」における主な施策

※令和６年６月18日犯罪対策閣僚会議 資料抜粋

２.「犯行に加担させない」ための対策

- **「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進**
- **青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発**

３.「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- **本人確認の実効性の確保に向けた取組**
  - ○　携帯電話等の契約時の本人確認をマイナンバーカード等を活用した電子的な確認方法へ原則一本化
- **金融機関と連携した検挙対策の推進**
  - ○　金融機関において、詐欺被害と思われる出金・送金等の取引をモニタリング・検知する仕組み等を構築するとともに、不正利用防止の措置を行い、疑わしい取引の届出制度の活用をはじめ、不正な口座情報等について警察へ迅速な情報共有を実施
- **電子マネーの犯行利用防止対策**
  - ○　詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングの強化、発見した場合の電子マネーの利用の停止、警察への情報提供の体制について検討
- **預貯金口座の不正利用防止対策の強化等**
  - ○　法人口座を含む預貯金口座等の不正利用を防止するための取引時確認の一層の厳格化等の推進
- **暗号資産の没収・保全の推進**

４.「犯罪者を逃さない」ための対策

- **匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化**
- **ＳＮＳ事業者における照会対応の強化**
  - ○　ＳＮＳ事業者に対し、捜査機関からの照会への対応窓口の日本国内への設置、迅速な照会対応が可能な体制の整備等を要請
- **海外拠点の摘発の推進等**
- **法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進**
  - ○　実態のない法人がマネー・ローンダリング等の目的で利用されることを防ぐための新たな方策について検討
- **財産的被害の回復の推進**
  - ○　被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法のきめ細やかな周知など効果的な運用の促進

国民を詐欺から守るための総合対策　SMS対策関係部分抜粋

１「被害に遭わせない」ための対策

(3) 特殊詐欺等の被害実態に注目した対策

ア　被害に遭わない環境の構築

(イ) 犯人からの電話を直接受けないための対策

⑧ SMSの不適正利用対策の推進

ＳＭＳを悪用するフィッシング詐欺（スミッシング）や、ＳＭＳを契機とする架空料金請求詐欺等の被害が相次いでいることから、一部の電気通信事業者がデフォルトオンで提供しているＳＭＳフィルタリングの活用を拡大するとともに、スミッシングメッセージの申告受付やＳＭＳ対策に係る周知・啓発を推進する。

また、スミッシングメッセージの大部分が、マルウェアに感染したスマートフォン等の端末から発信されているという分析結果を踏まえ、ＳＭＳフィルタリングにより得られたデータを分析し、マルウェア感染端末の特定・警告を行う取組を推進する。

さらに、ＳＭＳ配信に関わる関係事業者において、ＳＭＳ発信元の明確化・透明化に係る取組や、ＳＭＳ認証代行事業者等の悪質事業者への対策などを盛り込んだ業界ルールを策定し、正規のメッセージが確実に正規のものと分かる形で配信されるよう、効果的な対策を実行する。

国民を詐欺から守るための総合対策　本人確認関係部分抜粋

３「犯罪者のツールを奪う」ための対策

（1）犯罪者グループ等が用いる電話に関する対策

ア　本人確認の実効性の確保に向けた取組

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。**対面でもマイナンバーカード等のＩＣチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。**また、そのために必要なＩＣチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。さらに、公的個人認証による本人確認を進める。

犯罪対策閣僚会議（第39回会合）岸田総理大臣指示

近年、ＳＮＳやマッチングアプリを通じたやり取りで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る、ＳＮＳ型投資詐欺、ＳＮＳ型ロマンス詐欺が急増しています。著名人になりすました偽広告によって、被害者を誘い込む手口も広く見られ、社会的な問題となっています。キャッシュレス決済の普及等の中で、拡大するフィッシング被害や手口を変化させながら拡大する特殊詐欺も深刻であり、危機感を持って対応しなければなりません。

このような状況を踏まえ、国民の大切な財産を守り抜くため、また、安心して投資できる環境を確保するとともに、国民生活に不可欠なツールとなっている、ＳＮＳやキャッシュレス決済などの健全性・信頼性を確保するため、この度、政府として初めて詐欺全般に特化した総合対策を取りまとめました。

各位にあっては、本対策に基づき、様々な手口を踏まえた広報啓発やＳＮＳでの警告表示、闇バイト情報に関するサイバーパトロール、そして、**携帯電話契約時などにおけるマイナンバーカードを用いた本人確認の厳格化**や犯罪収益のより的確な没収のための法改正を含む暗号資産対策、海外拠点の摘発を始めとする徹底的な取締りなど、被害に遭わせない、犯行に加担させない、犯罪者のツールを奪う、犯罪者を逃さないための対策を総合的に推進してください。

特に国民を被害に遭わせないため、ＳＮＳ事業者による実効的な広報審査や情報流通プラットフォーム対処法の速やかな施行、警察等からの通報への迅速な対応を含む偽広告の削除の推進など、偽広告への対策を抜本的に強化してください。

また、経団連などとも連携して、フィッシングを防止するための送信ドメイン認証技術や金融機関、ＥＣサイト等での次世代認証技術の導入・促進を強力に進めるほか、未把握のフィッシングサイトに係るウイルス対策ソフトを通じた警告など、技術的なアプローチも強化してください。

国民を詐欺から守るため、民間事業者に社会的責任を果たしていただくよう強く働きかけることを含め、強い決意をもって本対策に基づく取組を徹底するようお願いいたします。